様式第20号の4(第87条の7関係)

実施状況等報告書

認定番号		認定年月日		機械等の設置等の状況			
				機械等の種類	設置	移転	変更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名							
住所	電話　　(　　)						
事業の種類		認定事業場の名称					
認定事業場の所在地	電話　　(　　)						
労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について監査を行った年月日							

平成　　年　　月　　日

事業者職氏名　　㊞

労働基準監督署長　殿

備考

1　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

2　「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること(記載しきれない場合は別葉として差し支えない)。

3　次に掲げる書面を添付すること。

①労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面

②労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しないことを説明する書面

③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面

④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号		機械等の種類	記載事項
1	(1)労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第85条第1号及び第2号に定める機械等を除く。)	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
2		金属その他の鉱物の溶解炉(容量が1トン以上のものに限る。)	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
3		化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
4		乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。)	①種類、②能力、③乾燥物の種類

5	アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)	①発生器の種類
6	ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7	機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワツトを超えるものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8	運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9	軌道装置	①軌道の長さ
10	型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)	—
11	架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。)	(仮設のもの以外のものに限る。) ①設置地、②架設通路の種類
12	足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。)	—
13	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条(特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
17	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備(特定化学物質障害予防規則第2条の2第2号又は第4号に掲げる業務のみに係るものを除く。)	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
19	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
20	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

21		特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1，3―ブタジエン等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
22		特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23		特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する1，3―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24		電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)	①種類、②用途、③性能
25		事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(2)特定機械等	ボイラー	ア　設置の場合(移動式ボイラーの場合に限る。) ①設置地、②ボイラー検査証(添付) イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア　変更の場合(クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②クレーン検査証(添付) イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨

32		移動式クレーン	ア　設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証(添付) イ　変更の場合(クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証(添付) ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア　変更の場合(クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②デリック検査証(添付) イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
34		エレベーター	ア　設置の場合(建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項(同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。) ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証(添付) イ　変更の場合(クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②エレベーター検査証(添付) ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35		建設用リフト	ア　変更の場合(クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。) ①変更した部分、②建設用リフト検査証(添付)
36		ゴンドラ	ア　設置の場合 ①設置地、②種類及び形式(可搬型又は常設型の区分)、③固定方法、④ゴンドラ検査証(添付) イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
37	(3)その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号

38		クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満)のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
40		エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重